

# 南房総市高校生等通学費助成制度

南房総市では、千葉県内の高等学校等に公共交通機関の通学定期乗車券を利用して通学している市内に居住する高校生等の保護者等（通学費負担者）に対し、通学定期代の一部を助成します。

## 助成対象者 ※次のすべてを満たす方が対象となります。

- ① 千葉県内の高等学校等に公共交通機関（高速バスを除く）の通学定期券を利用して通学している
- ② 高校生等が南房総市内に居住している
- ③ 対象助成期間の通学定期代が 60,000 円を超えている  
※高等学校等・・・高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校高等課程



## 助成対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※卒業学年は、原則令和7年2月28日までが対象となります。

## 助成金額

交通事業者を支払った対象期間の通学定期代のうち、**60,000 円を超える部分**  
ただし、鉄道利用分にあつては、上限 60,000 円とする。

※バスと鉄道を乗り継ぐ場合は、バス代のみ 60,000 円を超えた額、鉄道は上限値までの額を合わせた額が助成となります。なお、バスは市内を運行する路線バスが対象となります。

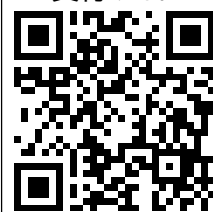
## 事前の届出 ※当該助成制度を利用（申請）見込のある方は、届け出てください。

【必要なもの】南房総市高校生等通学費助成金交付事前届出書

【提出期間】令和6年6月30日まで（以後は随時受付）

【提出先】 右記受付サイトまたは南房総市総務部企画財政課（郵送可）

受付サイト



## 申請書提出

【必要なもの】①南房総市高校生等通学費助成金交付申請書兼請求書

②通学定期券等の写し（IC定期券の場合は、利用期間・利用区間・購入金額が確認できる書類 ※画像印刷可）

③高校生等の在学証明書・学生証などの写しで在学がわかるもの

④振込先の分かるもの（通帳の写し等）

【申請期間】令和7年1月6日から3月17日まで

【提出先】 南房総市総務部企画財政課（郵送可）、  
朝夷行政センター又は各地域センター

購入のたびにコピー  
又はスマホ撮影して  
ください。



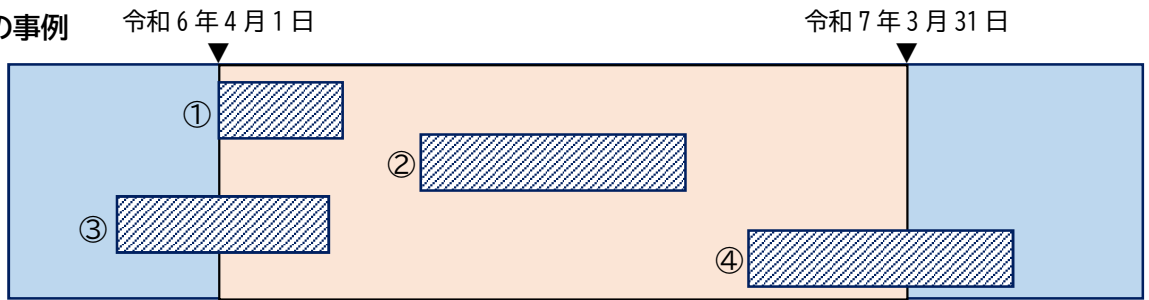
南房総市

市ホームページ



お問い合わせ：南房総市総務部企画財政課地域振興係 ☎0470-33-1001  
また、申請書等のダウンロードや手続きの詳細については市のホームページからもご覧いただけます。

●助成対象期間の事例



事例	定期券の有効期間	助成金交付の対象
①②	4月1日以降の年度内にあるもの	定期券の期間のすべてが対象となります。
③	4月1日を跨いでいるもの	日割りにより令和6年4月1日以降の期間が対象となります。令和6年3月31日以前の期間は対象となりません。
④	令和7年4月1日以降が含まれるもの	日割りにより令和7年3月31日までの期間が対象となります。令和7年度も当該事業がある場合は、別途申請が必要となります。

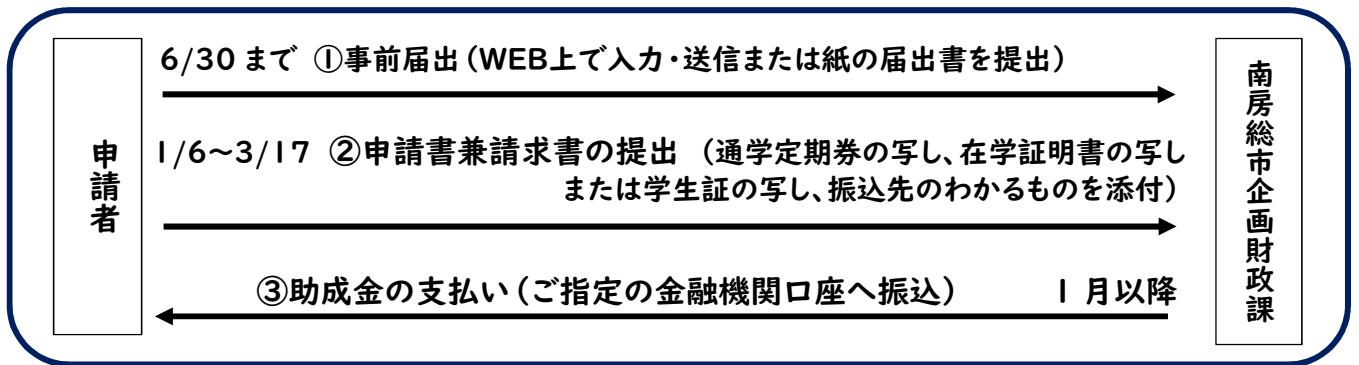
●助成金額の例

	60,000円	120,000円
鉄道定期代 53,000円	→ 助成該当しない	
鉄道定期代 80,440円		→ 助成金額 80,440円 - 60,000円 = 20,440円
鉄道定期代 130,200円		→ 助成金額 130,200円 - 60,000円 = 70,200円 > 60,000円 (上限額)
鉄道定期代 53,000円 + バス定期代 120,000円		→ 助成金額 53,000円 + (120,000円 - 60,000円) = 113,000円

●助成金額の計算例 (4月1日から翌年3月31日まで定期券を利用する場合) ※金額は参考値です。

利用交通機関・定期券	購入した定期券の額	対象期間の助成金の算出	助成額
鉄道 (JR) 3ヶ月定期の場合 (購入期間 R5.4.7 ~ R7.4.6) 【岩井 ~ 安房鴨川間】	28,640円 × 4回 114,560円	28,640円 × 3 + (28,640 / 92日 × 86日分) = 112,692円 - 60,000円	52,692円
鉄道 (JR) 6ヶ月定期の場合 (購入期間 R6.3.21 ~ R7.3.20) 【千倉 ~ 木更津間】	77,200円 × 2回 154,400円	77,200円 + (77,200 / 184日 × 173日分) = 149,784円 - 60,000円 = 89,784円 (鉄道上限 60,000円)	60,000円
鉄道 (JR) 6ヶ月定期と3ヶ月定期と1ヶ月定期の場合 (購入期間 R6.4.1 ~ R7.1.31) 【南三原間 ~ 館山】	37,310円 × 1回 + 19,710円 × 1回 + 6,910円 × 1回 63,930円	37,310円 + 19,710円 + 6,910円 = 63,930円 - 60,000円 = 3,930円	3,930円
バス (JRバス関東) 1ヶ月定期 + 鉄道 (JR) 1ヶ月定期の場合 (購入期間 R6.4.1 ~ R7.3.31) 【安房白浜 ~ 館山 ~ 南三原】	20,640円 × 12回 247,680円 6,910円 × 12回 82,920円	バス分 247,680円 - 60,000円 = 187,680円 鉄道分 82,920円 < 60,000円 (鉄道上限 60,000円) 187,680円 + 60,000円 = 247,680円	247,680円

●定期券購入から助成金払いまでの流れ



※事前届出は、当該助成制度を利用（申請）見込の方に対し、年度当初に届け出ていただくものです。

●よくある質問

Q1 いつの定期券から対象となりますか。

A 令和6年度は、定期券の利用期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間が対象となります。跨いでいる場合は、日割り計算により算出します。

Q2 定期券を購入せず、その都度払いで公共交通機関を利用して通学している場合は、対象となりますか。

A 定期券以外の公共交通機関利用は、補助対象となりません。（回数券や定額乗車券も対象外となります）

Q3 通学定期券とは、具体的にどの定期券でしょうか。

A バス通学の場合は、日東交通(株)またはジェイアールバス関東(株)が発行する「通学定期券」、鉄道通学の場合は、JR東日本が発行する「Suica 通学定期券」「モバイル Suica 通学定期券」が対象となります。

Q4 助成金はいくらもらえますか。

A 対象期間に 60,000 円を超える部分が助成されます。ただし、鉄道利用については 60,000 円が助成上限額となります。左記計算例をご参照ください。

なお、助成対象の目安としては、定期代が一月当たり 5,000 円を超える必要があります。

Q5 事前届出は、必要ですか。

A はい。当該助成制度を利用（申請）見込の方は、届け出が必要となります。

見込等に変更が生じて再提出の必要はありません。申請時に購入した情報を記載してください。

Q6 モバイル Suica 通学定期券を利用している場合、定期券の写しが用意できないのですが。

A モバイル Suica の Web サイトから発行される領収書を取得して提出してください。

Q7 Suica 通学定期券の期間が更新されているため、過去の写しが用意できないのですが。

A 通学定期券等の写しについては、利用期間・利用区間・購入金額がわかるものを提出いただく必要があります。なお、Suica 定期券については、過去の購入履歴確認の申し込み（郵送は有料、電子メールは無料）ができますので、詳しくは JR 東日本のホームページにてご確認ください。（Suica 定期券購入履歴の開示請求となります）

市ホームページ



事前届け出受付サイト

